

令和4年度
包括外部監査報告書
(概要版)

「次代へつなぐ信州農業」に係る財務事務の執行
～信州農業の付加価値の向上を目指して～

令和5年3月
長野県包括外部監査人
公認会計士 弓場 法

目 次

第1 外部監査の概要	1
I. 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件.....	1
3. 外部監査の対象期間.....	1
4. 事件を選定した理由.....	1
5. 外部監査の実施期間.....	2
6. 監査対象機関.....	2
7. 監査従事者.....	2
8. 利害関係.....	2
II. 包括外部監査の視点と方法	4
1. 監査対象とした事業.....	4
2. 「次代へつなぐ信州農業」の監査の基本的視点.....	10
3. 包括外部監査の方法.....	12
第2 選定した特定の事件の概要	13
1. 食料・農業・農村基本法と食料・農業・農村基本計画.....	13
2. 長野県の食料・農業・農村基本計画と農業施策.....	18
3. 長野県農政部の概要.....	22
第3 監査の結果及び意見の総括	24
1. 包括外部監査の総括.....	24
2. 監査の結果及び意見の項目数.....	26
3. 監査の結果及び意見の要約.....	27

第1 外部監査の概要

I. 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

「次代へつなぐ信州農業」に係る財務事務の執行 ～信州農業の付加価値の向上を目指して～

3. 外部監査の対象期間

原則として令和3年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

ただし、必要に応じて令和2年度以前及び令和4年度の執行分を含む

4. 事件を選定した理由

気候変動、国際紛争による穀物価格の高騰、人口減少や高齢化による担い手不足など、我が国の食料や農業を巡る環境は一段と厳しさを増している。

このような中で、国は、「食料・農業・農村基本法」に基づき、「食料・農業・農村基本計画」を立案し、「産業政策」と「地域政策」を車の両輪として、食料自給率の向上と食料安全保障の確立を基本的な方針として、農政に取り組んでいる。

長野県でも、「長野県食と農業農村振興の県民条例」を制定し、「長野県食と農業農村振興計画」(以下、「振興計画」という。)に基づき、食料・農業・農村に係る様々な施策を実施している。

振興計画の施策の基本方向は、次の3つである。

- ・次代へつなぐ信州農業【産業としての農業】
- ・消費者とつながる信州の食【消費者が求める食】
- ・人と人がつながる信州の農村【暮らしの場としての農村】

今回は、この3つのうちで、「次代へつなぐ信州農業【産業としての農業】」に焦点を当て、監査を実施することとする。

これら3つの施策は、相互に関連している。消費者が求める食を提供できなければ、産業としての農業の発展はない。産業としての農業の発展なくして農村の活性化は図れない。

ところで、産業としての農業の発展のためには、付加価値総額が増えると同時に、付加価値の生産性向上が重要である。

このような視点をも踏まえて、振興計画のうち、「次代へつなぐ信州農業【産業としての農業】」の各施策が、関係法令に則って適正に執行され、また、経済性・有効性・効率性の観点をもって行われているかを検証する意義は高いと考えられる。

以上より、「次代へつなぐ信州農業」に係る財務事務の執行 ～信州農業の付加価値の向上を目指して～を本年度の包括外部監査の特定の事件(テーマ)として選定した。

5. 外部監査の実施期間

令和4年8月8日から令和5年3月9日まで

6. 監査対象機関

長野県農政部、公益財団法人長野県農業開発公社(農地中間管理機構)

7. 監査従事者

包括外部監査人	公認会計士	弓場 法
監査補助者	公認会計士	宮本 和之
同	公認会計士	岡本 俊也
同	公認会計士	川崎 要介
同	公認会計士	高頭 貴之
同	公認会計士	中沢 威明
同	公認会計士	中島 英明

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

元号の表記

一部の元号については次のとおり略称を使用している。

略称	元号	凡例
S	昭和	S63=昭和 63 年
H	平成	H13=平成 13 年
R	令和	R 元=令和元年(平成 31 年)
		R4=令和 4 年

端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合もある。

報告書の数値等の出典

報告書の数値等は、原則として長野県が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。監査対象とした組織から入手した資料については、原則として数値等の出典を明示していない。

報告書の数値等のうち、長野県以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。

II. 包括外部監査の視点と方法

1. 監査対象とした事業

「令和3年度 施策別予算・主要事業の概要」(令和3年(2021年)4月長野県農政部)の「第4 令和3年度主要事業」の「基本方向 1:次代へつなぐ信州農業」の項に記載されている次表の事業を監査対象事業とした。

なお、次表の決算額は令和3年度の金額で、前年度からの繰越額及び補正予算額に対する決算額を含んでいる。

(1)農村振興課

表 監査対象とした農村振興課の事業

(単位:千円)

No.	事業名	決算額	事業の概要	結果	意見
1	新規就農者支援事業	718,741	Web サイト「デジタル農活信州」を通じた就農支援情報の発信、就農相談、セミナー、新規就農トライアル研修等を通じて、県内外からの新規参入者の誘致促進を図る「就農サポート」、新規就農者の就農前の研修中の生活安定、就農後の経営確立に向けた支援等を行う「農業人材力強化総合支援」、新規就農者の農業技術力向上を支援する「農業大学校研修」等を行う事業。	—	有
2	農業リーダー育成事業	2,475	次代の農業を担うリーダーを育成するため、青年農業者等育成セミナーや女性農業者の活躍に向けた研修会等を開催する事業。	—	有
3	NAGANO 農業女子ステップアップ支援	711	農業女子の農業経営者への発展支援、女性の移住・就農を促進するため、農業女子によるマルチエ活動等の企画・実践など経営発展に向けた取組を支援する事業。	—	有
4	担い手育成総合支援	12,563	県農業経営・就農支援センターによる専門家の派遣や、同センターによる伴走サポート等を通じ、農業経営者の経営サポートを行う事業。	—	—
5	農業トップランナー応援	4,867	特定技能外国人の受け入れ拡大や雇用人材の安定確保と農業の働き方改革等の施策を通じて、農業労働力の安定確保を支援する事業。	—	有
6	強い農業・担い手づくり総合支援(経営体育成支援事業)	448,563	農業経営体の農業機械等の導入に対して支援を行う事業。	—	有
7	利子補給を行う資金	80,699	「農業近代化資金」、「農業経営負担軽減支援資金」、「農業経営基盤強化資金利子助成金」等に基づく融資を行った融資機関に対し利子補給金を支給することにより、農業の担い手の金利負担を軽減する事業。	—	—

No.	事業名	決算額	事業の概要	結果	意見
8	協調融資方式により貸付を行う資金	22,500	認定農業者を対象とした「農業経営改善促進資金」の融資に関して、協調融資方式により低利な短期運転資金を利用できるよう、貸付原資の一部を農業信用基金協会へ貸付ける事業。	—	—
9	農地中間管理機構事業補助金	187,603	農地利用の効率化及び高度化を促進し農業の生産性の向上を図るため、農地中間管理機構の指定を受けた長野県農業開発公社が行う担い手への農地の集積と集約化を支援する事業。	—	有
10	機構集積協力金	40,036	機構への農地の出し手に対するインセンティブとして、「人・農地プラン」を実質化し、まとまった農地を機構に貸付けた地域等に対し、協力金を交付する事業。	—	有
11	農村活性化支援事業	960	農地中間管理機構が中間管理権を取得し、農地管理事業と併せ行う農地再生利用の取組を支援する「農地中間管理機構活用遊休農地再生事業」、重要な地域資源である農地等を有効活用するための簡易整備等を支援する「農地最適利用対策事業」を行う事業。	—	—
12	地域営農基盤強化総合対策事業	71,647	人・農地プランの実質化に向けた市町村のプラン作成や見直し等に係る取組を支援する「人・農地プラン総合対策事業」、地域における担い手への農地の利用集積や有効利用のための活動を支援する「農地有効利用支援事業」、担い手の経営管理能力向上、経営の多角化等のさまざまな課題に対し総合的に支援する「担い手育成総合支援事業」、農業開発公社が行う農地等の買入、貸借等資金の利子及び業務費を助成する「農地売買支援事業」等を行う事業。	—	有

(2)農地整備課

表 監査対象とした農地整備課の事業

(単位:千円)

No.	事業名	決算額	事業の概要	結果	意見
1	かんがい排水事業	2,736,755	農業生産の基盤である農業用排水路の補修・補強・更新により、農業用水を安定的に供給し、農業生産量と品質の確保を図る事業。	—	有
2	県営畑地帯総合土地改良事業	1,787,499	農業経営の体質強化や持続的発展を図るため、野菜や果樹等の栽培に必要な不可欠な畑地かんがい施設等の農業生産基盤を総合的に整備・更新し、畑地帯における農業生産性の向上及び合理化を図る事業。	—	有

No.	事業名	決算額	事業の概要	結果	意見
3	経営体育成基盤整備事業	1,870,388	農村地域における過疎化、高齢化の急速な進行などの状況下で、食料自給率の向上等を図るため、生産性向上に資する農業生産基盤整備を行うとともに、次世代の農村地域を担う農業経営体(担い手)を育成し、効率的かつ安定的な農業経営を確保する事業。	有	—

(3)農業技術課

表 監査対象とした農業技術課の事業

(単位:千円)

No.	事業名	決算額	事業の概要	結果	意見
1	農業経営カイゼン導入促進事業	1,652	トヨタ式カイゼン手法を導入し、農業分野にはない新たな手法での経営改善を支援するとともに、そのノウハウを県内の農業経営体の指導に広く活用する事業。	—	有
2	農業大学校費	67,289	長野県農業大学校の運営。	—	有
3	スマート農業導入加速化事業	9,280	農業の担い手不足・高齢化が進む中、近年、技術発展の著しいロボット・AI・ICT等先端技術を活用した「スマート農業」の実現による人手不足の解消と生産性向上を図るため、推進体制を整備し、農業の生産現場への先端技術の実装を支援・加速化する事業。	—	—
4	信州農業を革新する技術開発・実用化推進事業	1,008	大学や民間企業等と連携して、生産現場を革新する技術・機械の開発等を行うことにより、本県農業の生産性の向上、企業的農業経営体の規模拡大・所得向上等を支援する事業。	—	—
5	水田農業競争力向上推進事業	364,543	園芸品目等を経営に導入する複合化などによる「競争力」と県産米の高品質化やオリジナル品種の生産拡大などによる「ブランド力」、スマート農業の導入など徹底したコスト削減による「収益力」の3つの力を向上させる「第2期水田農業トリプルアップ運動(R3～R5)」を、第1期での取組実績を検証して、効果が出ている取組はさらに強化するとともに、停滞している取組は違った視点・角度からアプローチで推進し、水田農業の体質強化を図る事業。	—	有
6	将来を担う種子生産者支援事業	2,251	主要農作物の種子生産地における生産者の高齢化による生産組織の弱体化、生産施設の老朽化等の課題に対して、安定的な種子の供給体制を確立するための支援を行うとともに、主要農作物及び伝統野菜等の産地における採種技術の向上と継承を図る事業。	—	有
7	NAGANO WINE 栽培情報プラットフォーム推進事業	2,852	NAGANO WINE の振興に向けたワイン用ぶどう栽培関係者のプラットフォームの機能をさらに向上させるため、ほ場データの活用による研究開発等を進め、安定生産、高品質化を実現する事業。	—	—
8	植物防疫事業	14,250	植物防疫法に基づく発生予察事業の実施や病害虫防除所の設置・運営等を行う事業。	—	有

No.	事業名	決算額	事業の概要	結果	意見
9	国際水準GAP推進事業	1,885	農業法人や生産者団体及び教育機関における国際水準GAPの実践を支援し、第三者GAP認証の取得を促進する事業。	—	有
10	自然循環型農業定着促進事業	127,843	2050 ゼロカーボンの実現に向け、農業生産活動に由来する温室効果ガス(GHG)を削減するため、GHG発生量の削減技術の開発や土壌への炭素貯留の取組の検討を進めるとともに、有機農業などの「環境にやさしい農業」の面的な拡大を図る事業。	—	—
11	農業改良普及事業	44,322	県農政の重点施策に対応し、農業や農村地域の担い手となる多様な人材の育成と、農業構造の体質強化による地域農業の振興及び農村社会の活性化を図るため、農業農村支援センター(10 所・2支所)に技術経営普及課を設置し、地域に根ざした農業改良普及事業を実施する事業。	—	—
12	農政試験研究関係事業 (農業関係試験場)	427,121	県農業の持続的な発展のために、県オリジナル品種の育成、収益性の高い農業生産技術、環境にやさしい農業技術、地球温暖化対応技術など、生産現場の問題解決や長期的な展望に立った技術開発を行う事業。	—	有

(4)園芸畜産課・家畜防疫対策室

表 監査対象とした園芸畜産課・家畜防疫対策室の事業

(単位:千円)

No.	事業名	決算額	事業の概要	結果	意見
1	スマート農業導入加速化事業	911	農業の担い手不足・高齢化が進む中、近年、技術発展の著しいロボット・AI・ICT等先端技術を活用した「スマート農業」の実現による人手不足の解消と生産性向上を図るため、推進体制を整備し、農業の生産現場への先端技術の実装を支援・加速化する事業。	—	—
2	信州園芸産地生産力強化事業	385,087	県農業の多様な生産力を強化するため、高品質で付加価値の高い園芸作物等の生産・供給体制の確立を支援する事業。	—	有
3	信州果実で稼ぐ力強化事業	960	県農業の基幹である果樹の“強み”を伸ばし、“稼ぐ力”を一層強化するとともに、多様化する需用に対応するため、期待の県果樹オリジナル品種の高品質化に向けた取組を支援し、果樹産地の育成を図る事業。	—	有
4	高品質ワイン用ぶどう産地育成支援事業	430	市町村・民間・各産地の生産組織と連携の上、高品質ワイン生産につながるぶどう栽培及び産地活性化を促進する事業。	—	—

No.	事業名	決算額	事業の概要	結果	意見
5	信州伝統野菜継承・産地育成事業	1,096	「信州の伝統野菜」の栽培技術や食文化という無形資産の継承、「長野県主要農産物及び伝統野菜等の種子に関する条例」に基づき、種子を確実に継承できる仕組みを構築するとともに、生産者と実需者の連携による産地形成を推進し、中山間地域の活性化を図る事業。	—	有
6	野菜等価格安定対策事業	469,327	出荷野菜等の価格低落時等に価格差補てんや出荷調整に対応するための資金造成を行い、野菜等の生産安定と安定供給を図る事業。	—	—
7	信州プレミアム牛肉生産流通強化事業	6,413	信州プレミアム牛肉のブランド確立及び流通拡大に向けて、「高品質牛づくり」と「増産体制の構築」の両面から生産基盤を強化し、認定頭数の増加を図る事業。	—	—
8	信州の畜産生産力強化事業	99,323	畜産の収益力の向上や高品質な県産畜産物の供給拡大を図るため、生産基盤の強化や生産性向上等の取組を推進する事業。	—	—
9	自給飼料生産基盤活力創出事業	965	優良な品種の導入及び栽培技術指導等を行うことにより良質な自給飼料の増産と品質の向上を図る事業。	—	—
10	信州こだわり地鶏生産推進事業	9,983	県オリジナル地鶏の「信州黄金シャモ」及び「長交鶏3号」の素ヒナを安定供給することで、地鶏の振興を図る事業。	—	—
11	酪農生産性向上対策事業	3,418	乳用牛の健康管理と生乳品質の向上、乳用牛にとって快適性の高い健康的な飼育環境への改善を図ることに加え、繁殖性の向上により、さらなる生産性の向上と酪農の経営基盤強化を図る事業。	—	—
12	農場 HACCP 実践拡大支援事業	4,070	「信州あんしん農産物」を担保するとともに、「信州あんしん農産物[牛肉]生産農場」の認定拡大を進め、消費者・食肉流通業者が安心できる畜産物を増産することを目的とし、県産牛肉の認知度向上を図る事業。	—	有
13	家畜衛生対策事業	136,081	家畜伝染病に関する監視・危機管理体制の整備や慢性疾病等の低減、畜産物の安全性の確保のための衛生検査・指導等により、畜産経営の健全な発展を図る事業。	—	有
14	外来魚等食害防止対策事業	1,538	ブラックバス等の外来魚やカワウ、ミンクによる漁業被害や生態系攪乱を防ぐため、駆除、食害防止及び違法放流防止対策の強化を図る事業。	—	—
15	農政試験研究関係事業 (水産試験場)	84,037	県オリジナル品種の育成、収益性の高い農業生産技術、環境にやさしい農業技術、地球温暖化対応技術など、生産現場の問題解決や長期的な展望に立った技術開発を行う事業。	—	—

No.	事業名	決算額	事業の概要	結果	意見
16	信州花き国際競争力強化事業	716	花き産業の振興を図るため、輸出関係機関・団体との連携体制の強化による輸出戦略の策定と、海外バイヤーに対するプロモーション活動の強化による認知度向上を図り、花き輸出の拡大を促進するとともに、市場との連携強化による県産花きの輸出拡大を図る事業。	—	—

(5)農産物マーケティング室

表 監査対象とした農産物マーケティング室の事業

(単位:千円)

No.	事業名	決算額	事業の概要	結果	意見
1	輸出向け産地づくり推進事業	53,595	農林水産物・食品等の輸出拡大を図るため、生産者を含む食品加工事業者等が、輸出先国の需要や規制等に対応するために必要な施設整備を支援する事業。	—	—
2	「長寿世界一 NAGANO の食」輸出拡大事業	7,848	コロナ禍においても県産農産物等の継続的で安定した商業ベースでの輸出拡大を図るため、長野県農産物等輸出事業者協議会の積極的な取組への支援を強化する事業。	—	—
3	信州農業6次産業化推進事業	17,344	6次産業化の推進に向けて、事業者の経営改善に向けたサポート活動を実施するとともに、農業者と多様な事業者が連携して行う地域資源を活用した新商品開発や販路開拓等の取組、加工・販売施設等の整備、事業化に必要な技術実証、食育活動等を支援する事業。	—	有
4	「おいしい信州ふーど」の魅力発信事業	1,420	県産農畜水産物等の域内消費拡大を推進するため、エシカル消費やゼロカーボンなどの視点を入れた地消地産の情報をターゲットに応じてタイムリーな情報発信を行う事業。	—	—
5	信州・食の“地消地産”推進事業	894	県産農畜水産物等の域内消費を拡大するため、農産物直売所等や生産者、流通事業者の連携による商品流通の仕組みづくりやネットワーク化に向けた取組を推進するとともに、エシカル消費やゼロカーボンなど新たな視点を入れた県民向け情報発信を行い、県産農産物を選択する機運の醸成を図る事業。	—	—

2. 「次代へつなぐ信州農業」の監査の基本的視点

(1) 「次代へつなぐ信州農業」とは

長野県(以下「県」という。)は、平成30年3月に策定した第3期食と農業農村振興計画において、10年後のめざす姿の実現に向けて、人口動向などの将来の社会情勢を予測して、今後5年間において、「産業としての農業<次代へつなぐ信州農業>」、「消費者が求める食<消費者とつながる信州の食>」、「暮らしの場としての農村<人と人がつながる信州の農村>」の3つの視点から、総合的かつ戦略的に施策を展開するとしている。

本年度の包括外部監査では、これら3つの視点のうち、「産業としての農業<次代へつなぐ信州農業>」と位置付けて県が実施している事業を監査対象とした。

なお、3つの視点それぞれの施策の基本方向は次のとおりである。

表 第3期食と農業農村振興計画における県の施策の基本方向

<p>◆産業としての農業<次代へつなぐ信州農業></p> <p>○今後も農家数や耕地面積が減少する中、農産物産出額を増加させ、収益力の高い農業構造に転換していきます。</p> <p>◆消費者が求める食<消費者とつながる信州の食></p> <p>○生活に欠かすことのできない「食」について、県民など多くの消費者に、その必要性和重要性の理解促進を進めていきます。</p> <p>○本県の農畜産物や加工品、郷土食などの魅力が県民や県内企業の方々に共有され、それぞれの積極的な県産品の利用を進めていきます。</p> <p>◆暮らしの場としての農村<人と人がつながる信州の農村></p> <p>○高齢化や人口減少が急激に進む中、兼業農家や小規模農家、地域住民など多様な方々の協働と参画による農村コミュニティの維持を図ります。</p> <p>○都市住民との交流、多彩な地域資源の活用などにより、農村の活性化を進めていきます。</p>

(2) 「次代へつなぐ信州農業」の監査の基本的視点

本年度の包括外部監査では、次の①～③を基本的視点として包括外部監査を実施した。

① 「次代へつなぐ信州農業」に関する財務事務の合規性に問題はないか

「次代へつなぐ信州農業」に関する財務事務について、合規性に問題はないかを包括外部監査の基本的視点として下記事項を検討した。

- 関連する法令・条例・規則・長野県の定めた要綱などに準拠しているか
- 社会通念上著しく適正性を欠いていないか
- 個人情報適切に取り扱われているか

「次代へつなぐ信州農業」に関する財務事務に関連する法令として、地方自治法、地方自治法施行令及び地方自治法施行規則、食料・農業・農村基本法、長野県食と農業農村振興の県民条例等への準拠性を検討した。

② 「次代へつなぐ信州農業」に関する財務事務の経済性、効率性及び有効性は十分に確保されているか

「次代へつなぐ信州農業」に関する財務事務が、効率的に実施され、経済性・有効性は十分に確保されているかを包括外部監査の基本的視点とした。

より少ない経費で一定の成果を実現しているかを経済性、一定の経費でより多くの成果を実現しているかを効率性、経費と成果が住民の福祉の増進に結びついているかを有効性と定義し、「次代へつなぐ信州農業」に関する財務事務が、関連する法令・条例・規則・県の定めた要綱などの制定目的に準拠し、経済性、効率性及び有効性が十分に確保されているかを検討した。

また、食料・農業・農村基本法に基づいて国が策定している食料・農業・農村基本計画、長野県食と農業農村振興の県民条例に基づき策定された「第3期食長野県と農業農村振興計画」をはじめとした農業施策に関する各種計画の進捗状況なども検討した。

③ 長野県農業の付加価値向上のための課題は何か、その改善のためにどのような対応が取りうるか

長野県農業の付加価値を向上させるためには長野県農業の生産性を高める必要があり、このことは産業政策の面からも地域政策の面からも喫緊の課題である。

課題解決のためにはその原因分析が必要であり、その原因分析を外部の視点から行うことも一つの方法である。本年度の包括外部監査では、生産性向上のための原因分析と改善のために、今後取りうる対応を検討した。

3. 包括外部監査の方法

本年度の包括外部監査の方法は次の(1)～(3)のとおりである。

(1)「次代へつなぐ信州農業」に関する財務事務の概要の把握

県の農業施策に関する基本的な方針や取り組むべき施策は食料・農業・農村基本計画に定められていることを把握し、次の手続を実施した。

- 監査対象事業の概要を把握するため、監査対象部署より事業内容に関する説明資料を入手し、調査分析を実施した。
- 監査対象部署へのヒアリングを実施した。
- 監査対象事業の活動実績等を示す書類の閲覧等を実施し、監査対象事業は関連する法令・条例・規則等にしがたって実施されているか、経済性、効率性及び有効性に十分配慮して実施されているかを検討した。

(2)節科目に応じた監査手続の実施

地方公共団体の支出内容は、委託料、備品購入費、補助金(負担金補助及び交付金)など 27 種類の節科目に区分される。

監査対象とした事業について、節科目に応じた監査手続を実施した。

たとえば、補助金については、補助金の申請、決定、交付の手続、補助金額の算定、交付時期、実績報告、精算が要綱などに準拠しているか、経済性・効率性の観点から、補助事業の業務が経済的、効率的に行われているかについて、関係書類を閲覧し、監査対象部署へのヒアリングを実施した。

委託事業については、委託理由に合理性はあるか、委託料の算定方法は適正か、委託料は業務の内容に対し適正な水準か、委託先では業務コストの削減努力が行われているかなどについて、関係書類を閲覧し、監査対象部署へのヒアリングを実施した。

そのほかの節科目についてもその性質に応じた監査手続を実施した。

(3)現地機関の監査

監査対象とした現地機関の一部において、資料及び関連する文書を閲覧するとともにヒアリングを実施した。監査を実施した現地機関は次のとおりである。

- 松本農業農村支援センター(松本地域振興局)
- 長野農業農村支援センター(長野地域振興局)
- 松本家畜保健衛生所
- 佐久家畜保健衛生所
- 畜産試験場
- 野菜花き試験場
- 野菜花き試験場佐久支場
- 農業試験場
- 果樹試験場
- 農業大学校研修部

第2 選定した特定の事件の概要

1. 食料・農業・農村基本法と食料・農業・農村基本計画

(1)食料・農業・農村基本法の目的

食料、農業および農村の各分野にわたる政策の基本理念と基本方向を明らかにするための法律として、平成 11 年 7 月に食料・農業・農村基本法(以下「基本法」という。)が公布・施行された。

高度経済成長以降、我が国経済社会が大きな変化を遂げ、食料自給率の低下、農業者の高齢化・農地面積の減少、農村の活力低下が進むなど、食料・農業・農村をめぐる状況が大きく変化してきたことから、「農業基本法」がほぼ 40 年ぶりに見直され、基本法が施行された。

(2)基本法の基本理念

基本法が掲げている基本理念は次の 4 点である。

- 食料の安定供給の確保
- 多面的機能の発揮
- 農業の持続的発展
- 農村の振興

① 食料の安定供給の確保(基本法第 2 条)

- 食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されなければならない。
- 国民に対する食料の安定的な供給については、世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみ、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせて行われなければならない。
- 食料の供給は、農業の生産性の向上を促進しつつ、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即して行われなければならない。
- 国民が最低限度必要とする食料は、凶作、輸入の途絶等の不測の要因により国内における需給が相当の期間著しくひっ迫し、又はひっ迫するおそれがある場合においても、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じないよう、供給の確保が図られなければならない。

② 多面的機能の発揮(基本法第 3 条)

国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能(以下「多面的機能」という。)については、国民生活及び国民経済の安定に果たす役割にかんがみ、将来にわたって、適切かつ十分に発揮されなければならない。

③ 農業の持続的発展(基本法第 4 条)

農業については、その有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効

率的に組み合わせられた望ましい農業構造が確立されるとともに、農業の自然循環機能(農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。以下同じ。)が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

④ 農村の振興(基本法第5条)

農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることにかんがみ、農業の有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、その振興が図られなければならない。

(3)基本法の概要

基本法の概要は次表のとおりである。

表 基本法の概要

項目	内容
基本理念	食料の安定供給の確保 多面的機能の発揮 農業の持続的発展 農村の振興
国の責務	基本理念にのっとり、食料、農業及び農村に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。 また、食料、農業及び農村に関する情報の提供等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。
地方公共団体の責務	基本理念にのっとり、食料、農業及び農村に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
食料・農業・農村基本計画	政府は、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食料・農業・農村基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針 二 食料自給率の目標 三 食料、農業及び農村に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 四 前三号に掲げるもののほか、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(4)食料・農業・農村基本計画

① 概要

食料・農業・農村基本計画(以下「基本計画」という。)は、基本法に基づき、食料・農業・農村に関し、政府が中長期的に取り組むべき方針を定めたもので、基本法が掲げる食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的発展及び農村の振興という4つの基本理念の実現に向けた具体的な施策展開のプログラムである。

基本計画は、食料・農業・農村を取り巻く様々な情勢の変化に対応できるよう、おおむね5年ごとに変更することとされており、これまで平成12年、平成17年、平成22年、平成27年、令和2年と5回策定されている。

② 令和2年策定の基本計画の概要

令和2年3月に策定された基本計画の概要は次表のとおりである。

表 令和2年策定の基本計画の概要

項目	内容
基本的な方針	「産業政策」と「地域政策」を車の両輪として推進し、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上と食料安全保障を確立
施策推進の基本的な視点	<ul style="list-style-type: none"> ○消費者や実需者のニーズに即した施策 ○食料安全保障の確立と農業・農村の重要性についての国民的合意の形成 ○農業の持続性確保に向けた人材の育成・確保と生産基盤の強化に向けた施策の展開 ○スマート農業の加速化と農業のデジタルトランスフォーメーションの推進 ○地域政策の総合化と多面的機能の維持・発揮 ○災害や家畜疾病等、気候変動といった農業の持続性を脅かすリスクへの対応強化 ○農業・農村の所得の増大に向けた施策の推進 ○SDGsを契機とした持続可能な取組を後押しする施策
目標・展望等	食料自給率の目標 【カロリーベース】37%(2018)→45%(2030) 【生産額ベース】66%(2018)→75%(2030) 食料国産率の目標(国内生産の状況を評価するために新たに設定) 【カロリーベース】46%(2018)→53%(2030) 【生産額ベース】69%(2018)→79%(2030)
講ずべき施策1	食料の安定供給の確保 <ul style="list-style-type: none"> ○新たな価値の創出による需要の開拓 <ul style="list-style-type: none"> － 食市場の変化に対応した新市場創出、食品産業の競争力強化、食品ロスの削減 ○グローバルマーケットの戦略的な開拓 <ul style="list-style-type: none"> － 農林水産物・食品の輸出額5兆円目標(2030年)を設定 ○消費者と食・農とのつながりの深化 <ul style="list-style-type: none"> － 食育や地産地消、国産農産物の消費拡大、和食文化の保護・継承

項目	内容
	<ul style="list-style-type: none"> ○食品の安全確保と消費者の信頼の確保 <ul style="list-style-type: none"> － 科学的知見に基づくリスク評価・管理、食品表示の適正化等を通じた消費者の信頼確保 ○食料供給のリスクを見据えた総合的な食料安全保障の確立 <ul style="list-style-type: none"> － 不測時に備えたリスク分析と対応の検討、国際的な食料需給の把握・分析、動植物防疫措置の強化 ○TPP 等新たな国際環境への対応、今後の国際交渉への戦略的な対応 <ul style="list-style-type: none"> － 「総合的な TPP 等関連政策大綱」に基づく生産基盤強化、センシティブティに十分配慮し、輸出拡大に繋がる交渉
講ずべき施策2	<p>農業の持続的な発展</p> <ul style="list-style-type: none"> ○力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保 <ul style="list-style-type: none"> － 法人化の加速化、経営基盤の強化、経営継承、新規就農と定着促進 ○農業現場を支える多様な人材や主体の活躍 <ul style="list-style-type: none"> － 中小・家族経営など多様な経営体、農業支援サービス ○担い手等への農地集積・集約化と農地の確保 <ul style="list-style-type: none"> － 人・農地プランの実質化、農地中間管理機構のフル稼働、荒廃農地の発生防止・解消 ○農業経営の安定化に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> － 収入保険の普及促進、経営所得安定対策等の着実な推進 ○農業の成長産業化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備 <ul style="list-style-type: none"> － 農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化、畑地・樹園地の高機能化、農業水利施設の戦略的な保全管理、農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策 ○需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化 <ul style="list-style-type: none"> － 肉用牛・酪農・園芸作物等の生産拡大など品目別対策、GAP の推進、農作業等安全対策の展開、資材・流通・加工構造の合理化 ○農業生産・流通現場のイノベーションの促進 <ul style="list-style-type: none"> － スマート農業の加速化など農業現場でのデジタル技術の利活用推進、農業施策の展開におけるデジタル化の推進 ○気候変動への対応等環境政策の推進 <ul style="list-style-type: none"> － 再生可能エネルギー、気候変動対応技術の開発・普及、有機農業の推進、自然循環機能の維持増進
講ずべき施策3	<p>農村の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域資源を活用した所得と雇用機会の確保 <ul style="list-style-type: none"> － 複合経営等の多様な農業経営、地域資源の高付加価値化、地域経済循環 ○中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備 <ul style="list-style-type: none"> － 地域コミュニティ機能の維持・強化に向けたビジョンづくり、日本型直接支払による多面的機能の発揮、鳥獣被害対策 ○農村を支える新たな動きや活力の創出

項目	内容
	<ul style="list-style-type: none"> － 地域運営組織、関係人口の創出・拡大、半農半X等の多様なライフスタイルの提示、棚田地域の魅力発信 <p>○上記施策を継続的に進めるための関係府省で連携した仕組みづくり</p>
講ずべき施策4	<p>東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害への対応</p> <p>○東日本大震災からの復旧・復興</p> <ul style="list-style-type: none"> － 地震・津波災害及び原子力災害からの復旧・復興 <p>○大規模自然災害への備え</p> <ul style="list-style-type: none"> － 事前防災の徹底、災害に備える農業経営の取組の展開 <p>○大規模自然災害からの復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> － 迅速な被害の把握、被災地の早期復旧支援
講ずべき施策5	<p>団体に対する施策</p> <ul style="list-style-type: none"> － 農協が農村地域の産業や生活のインフラを支える役割等を引き続き果たしつつ、引き続き、自己改革の取組を推進 － 農業委員会系統組織、農業共済団体、土地改良区の機能・役割の効果的かつ効率的な発揮
講ずべき施策6	<p>食と農に関する国民運動の展開等を通じた国民的合意の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> － 消費者、食品関連事業者、農協等の生産者団体を含めた官民の協働による、食と農のつながりの深化に着目した新たな国民運動の展開
講ずべき施策7	<p>新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> － 国産農産物の内需の喚起、農業労働力の確保、国産原料への切替えや経営改善などの中食・外食・加工業者対策等の機動的実施、食料供給についての情報提供

2. 長野県の食料・農業・農村基本計画と農業施策

(1) 長野県食と農業農村振興の県民条例の目的

県では、平成18年3月10日に議員提案により「長野県食と農業農村振興の県民条例(案)」が提案され、同条例(案)は議員全員の賛成で可決成立し、同年4月1日から施行されている。

長野県食と農業農村振興の県民条例(以下「県民条例」という。)制定時の県の農業及び農村を取り巻く情勢は、輸入農産物の増加、農畜産物の価格の低迷、環境対策への対応、遊休農地の極端な増加等大きく変化しており、さらには、食の安全の確保、食育の重要性や食文化に対する関心の高まり等新たな農業及び農村の創造に向けての対応が求められていた。

このような情勢を踏まえ県民条例は、農業及び農村の振興に関する施策について、基本理念及びこれに基づく施策の基本となる事項を定め、並びに県、農業者及び事業者等の責務等を明らかにすることにより、農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって農業及び農村に対する県民の理解を深めるとともに、環境と調和した県農業及び農村の持続的発展並びに県経済の健全な発展を図ることを目的としている。

(2) 県民条例の基本理念

県民条例は、基本法と同様に次の4点の基本理念を掲げている。

- 安全で良質な食料の安定供給の確保
- 農業・農村の多面的機能の発揮
- 農業の持続的な発展
- 農村の生産・生活環境の整備による振興

(3) 県民条例の概要

県民条例の概要は次表のとおりである。

表 県民条例の概要

項目	内容
基本理念	安全で良質な食料の安定供給の確保 農業・農村の多面的機能の発揮 農業の持続的な発展 農村の生産・生活環境の整備による振興
県の責務	基本理念にのっとり、食と農業及び農村の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。 施策の策定及び実施に当たっては、国及び市町村等と連携を図るとともに、農業者及び農業関係団体、事業者、消費者及び消費者団体等と協働するよう努めなければならない。
財政上の措置	県は、食と農業及び農村の振興を総合的かつ計画的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
施策の実施状況の公表	知事は、毎年、県が講じた食と農業及び農村の振興に関する施策の実施状況について、議会に報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

項目	内容
食と農業農村振興計画	知事は、食と農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、数値目標等を示し、食と農業農村振興計画を定めなければならない。 食と農業農村振興計画を定めようとするときは、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、長野県食と農業農村振興審議会の意見を聴かなくてはならない。このことは同計画の変更について準用する。

(4)食と農業農村振興計画

① 概要

県は、県民条例第9条に基づき、県の食と農業・農村の将来のめざす姿を明確にし、その実現に向けて、全ての関係者が一体となって施策を総合的かつ計画的に推進するため、食と農業農村振興計画を策定している。

食と農業農村振興計画は、関係する行政機関はもとより、農業者や実需者、消費者など幅広い県民の意見を反映し、県民条例第9条第2項及び第25条の規定による「長野県食と農業農村振興審議会」の審議を経て知事が定めるものである。

食と農業農村振興計画は、県の食と農業・農村に関する施策の指針となる計画であるとともに、農業者、消費者などを問わず、全ての県民の「食」と各地域で営まれる「農業」、人々が暮らす「農村」の発展に向けた今後の方向性を示すものとされている。

食と農業農村振興計画の策定状況は次表のとおりである。

表 食と農業農村振興計画の策定状況

項目	策定年月	計画の期間
第1期	平成19年9月	平成20年度から平成24年度までの5か年
第2期	平成25年2月	平成25年度から平成29年度までの5か年
第3期	平成30年3月	平成30年度から令和4年度までの5か年

② 第3期長野県食と農業農村振興計画の概要

平成30年3月に策定された第3期長野県食と農業農村振興計画のポイントは次表のとおりである。

表 第3期長野県食と農業農村振興計画のポイント

内容
1 信州の食と農業・農村を確実に次代へ“つなぐ”ため、今後5年間の施策の指針として計画を策定 農業者が減少する中で、次代の本県農業・農村を担う者に、農地や技術、郷土食、農村の文化や景観などを確実につなぐため、10年後のめざす姿の実現に向けた今後の方向性を明示
2 「次代へつなぐ信州農業」「消費者とつながる信州の食」「人と人がつながる信州の農村」の3つの基本方向で施策を展開 産業としての農業、暮らしの場として農村に、消費者が求める食を基本方向として明確に位置付け、総合的かつ計画的に施策を推進

内容	
3	中核的経営体※が主力となる農業構造に転換するとともに、小規模農家や兼業農家のほか、農村に関わる全ての方の参画を明確化 農業の現状と課題を踏まえ、農業構造の転換を図るとともに、皆で支える農業・農村をめざし、地域住民や移住者、都市住民やNPO 法人など農村に関わる方の出番と役割を明示
4	10 地域の特性を踏まえ、地域別の将来の発展方向、目標、取組内容を明示 各地域の 10 年後の地域農業・農村の目指す姿の実現に向けた取組内容を明確化
5	農業分野だけでは解決できない広域的かつ横断的な課題に他分野と連携して重点的に取組 製造業、観光業などの民間企業を含め、他分野との連携により、農業分野だけでは解決できない6 つの課題に地域と一体となって重点的に取組

※中核的経営体:次代を担い本県農業の中核となる経営体

認定農業者、基本構想水準到達者、認定新規就農者、集落営農組織の総称

表 第3期長野県食と農業農村振興計画の概要

項目	内容
計画の性格	県の食と農業・農村の施策の指針となる計画であるとともに、農業者、消費者などを問わず、全ての県民の「食」と各地域で営まれる「農業」、人々が暮らす「農村」の発展に向けた、今後の方向性を示すもの。
基本目標	次代へつなぐ、笑顔あふれる信州の食と農業・農村 農業者が減少する中で、次代の県農業・農村を担う者に、農地や技術、郷土食、農村の文化や景観などを確実に“つなぐ”とともに、農業・農村の魅力向上を図り、農業・農村に関わる方の満足度を高めていく。
施策の基本方向	I 次代へつなぐ信州農業(産業としての農業) 今後も農家数や耕地面積が減少する中、農産物産出額を増加させ、収益力の高い農業構造に転換していく。 II 消費者とつながる信州の食(消費者が求める食) 生活に欠かすことのできない「食」について、県民など多くの消費者に、その必要性和重要性の理解促進を進めていく。 県の農畜産物や加工品、郷土食などの魅力を県民や県内企業の方々に共有していただき、それぞれの積極的な県産品の利用を進めていく。 III 人と人がつながる信州の農村(暮らしの場としての農村) 高齢化や人口減少が急速に進む中、兼業農家や小規模農家、地域住民など多様な方々の参画により農村コミュニティの維持を図る。 都市住民との交流、多様な地域資源の活用などにより、農村の活性化を図る。

③ 施策体系

第3期長野県食と農業農村振興計画では、施策の基本方向として、I. 次代へつなぐ信州農業(産業としての農業)、II. 消費者とつながる信州の食(消費者が求める食)、III. 人と人がつながる信州の農村(暮らしの場としての農村)の3項目が掲げられている。

図 施策体系

次代へつなぐ、笑顔あふれる信州の食と農業・農村

I 次代へつなぐ信州農業(産業としての農業)

- 1 次代を担う経営体の育成と人材の確保
 - ア 企業マインドで信州農業を支える中核的経営体の育成
 - イ 中核的経営体を支える雇用人材の安定確保
 - ウ 次代の信州農業を担う新規就農者の確保・育成
 - エ 地域農業を支える多様な農業経営体等の確保・育成
- 2 消費者に愛され信頼される信州農畜産物の生産
 - ア マーケットニーズに応える競争力の高い信州農畜産物の生産
 - イ 環境農業の推進と農畜産物の安全性の確保
 - ウ 次代を拓く新品種・新技術開発と普及活動の展開
 - エ 稼ぐ農業を支える基盤整備の推進
- 3 需要を創出するマーケティング
 - ア プレミアム・オリジナル・ヘリテイジによるブランド力の強化
 - イ マーケットインによる農畜産物の需要創出
 - ウ 世界に求められる信州農畜産物の戦略的な輸出促進
 - エ 稼ぐ6次産業化ビジネスの展開

II 消費者とつながる信州の食(消費者が求める食)

- 1 本物を味わう食と食し方の提供
 - ア 「おいしい信州ふーど」の取組による信州産食材の魅力発信
 - イ 食の地消地産と農産物直売所の機能強化
- 2 しあわせな暮らしを支える豊かな食の提案
 - ア 未来を担う子どもたちへの信州の食の伝承
 - イ 地域ぐるみで取り組む食育の推進

III 人と人がつながる信州の農村(暮らしの場としての農村)

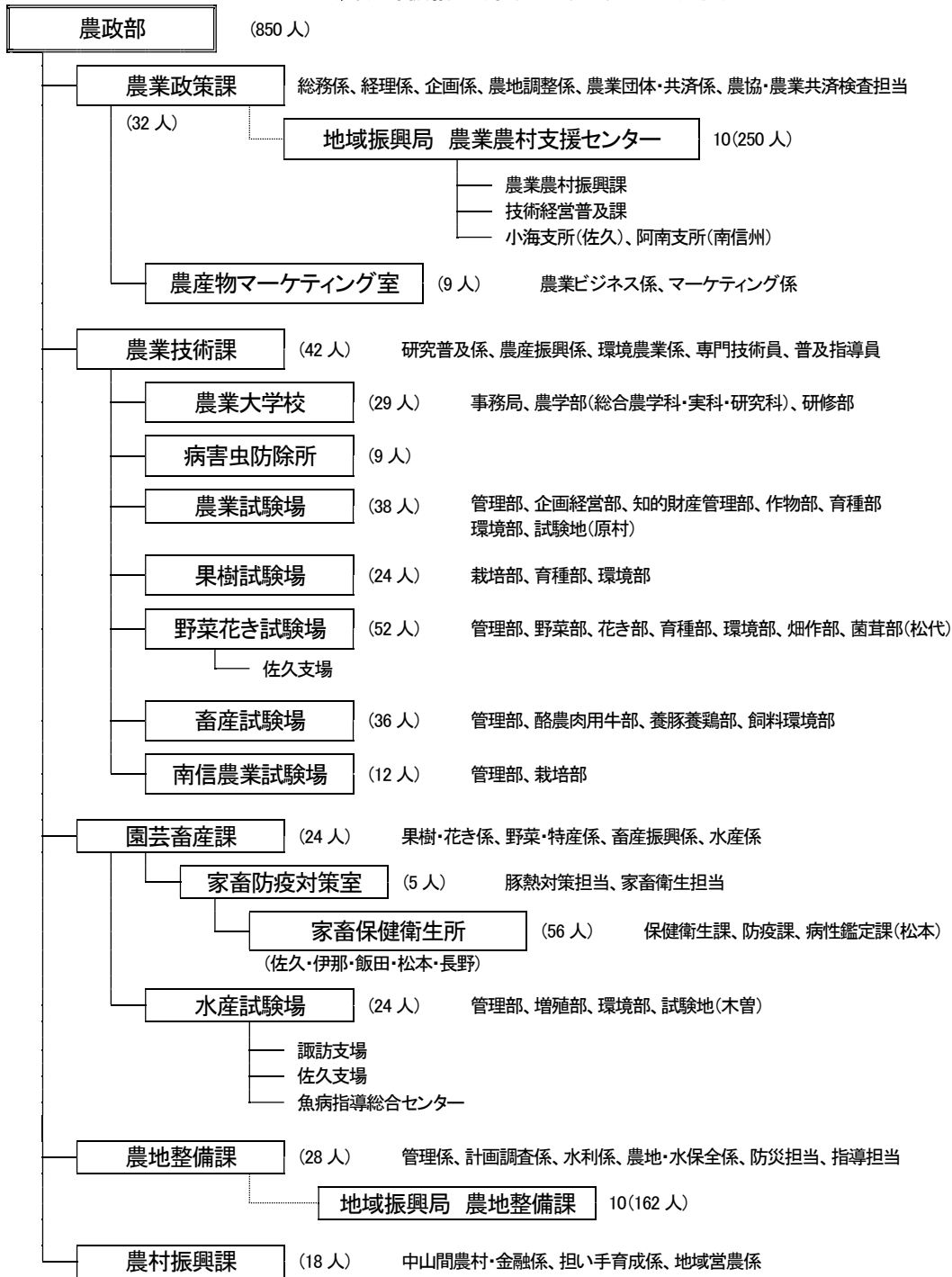
- 1 持続的な農業生産活動を支える基盤づくり
 - ア 持続的な営農を支え、暮らしを守る農村環境の整備
 - イ 都市住民との協働など皆に理解されて進める多面的機能の維持
- 2 多様な人材の活躍による農村コミュニティの維持
- 3 地域の強みを活かした農村景観や地域資源の活用

3. 長野県農政部の概要

(1) 長野県農政部の機構図(令和4年4月1日現在)

次図は、令和4年4月1日現在の長野県農政部(以下「県農政部」という。)の機構図である。

図 農政部機構図(令和4年1月1日現在)



(出典:県農政部「令和4年度 長野県農業の概要」より監査人作成)

(2)地域振興局と現地機関

表 地域振興局

地域振興局	農業農村支援センター	住所
佐久	佐久農業農村支援センター	〒385-8533 佐久市跡部 65-1
上田	上田農業農村支援センター	〒386-8555 上田市材木町 1-2-6
諏訪	諏訪農業農村支援センター	〒392-8601 諏訪市上川 1-1644-10
上伊那	上伊那農業農村支援センター	〒396-8666 伊那市荒井 3497
南信州	南信州農業農村支援センター	〒395-0034 飯田市追手町 2-678
木曾	木曾農業農村支援センター	〒397-8550 木曾郡木曾町福島 2757-1
松本	松本農業農村支援センター	〒390-0852 松本市大字島立 1020
北アルプス	北アルプス農業農村支援センター	〒398-8602 大町市大町 1058-2
長野	長野農業農村支援センター	〒380-0836 長野市大字南長野南県町 686-1
北信	北信農業農村支援センター	〒383-8515 中野市大字壁田 955

表 現地機関

現地機関	住所
農業大学校	[松代] 〒381-1211 長野市松代町大室 3700
	[小諸] 〒384-0807 小諸市大字山浦 4857-1
病虫害防御所	〒382-0072 須坂市大字小河原 492
農業試験場	〒382-0072 須坂市大字小河原 492
果樹試験場	〒382-0072 須坂市大字小河原 492
野菜花き試験場	〒399-6461 塩尻市大字宗賀字床尾 1066-1
	野菜花き試験場佐久支場 〒384-0807 小諸市大字山浦 4857-1
畜産試験場	〒399-0711 塩尻市大字片丘 10931-1
南信農業試験場	〒399-3103 下伊那郡高森町下市田 2476
水産試験所	水産試験場 〒399-7102 安曇野市明科中川手 2871
	水産試験場木曾試験地 〒397-0002 木曾郡木曾町新開字正ノ平 127-238
	水産試験場諏訪支場 〒393-0034 諏訪郡下諏訪町 6188-10
	水産試験場佐久支場 〒385-0042 佐久市高柳 282
家畜保健衛生所	佐久家畜保健衛生所 〒385-0035 佐久市瀬戸中庭 1111-179
	伊那家畜保健衛生所 〒396-0026 伊那市西町 5764
	飯田家畜保健衛生所 〒395-0034 飯田市追手町 2-678
	松本家畜保健衛生所 〒390-0851 松本市島内西川原 6931
	長野家畜保健衛生所 〒380-0944 長野市安茂里米村 1993

第3 監査の結果及び意見の総括

1. 包括外部監査の総括

「次代へつなぐ信州農業」に係る財務事務の執行 ～信州農業の付加価値の向上を目指して～についての総括は次のとおりである。

(1) 生産性向上に向けて

今回の監査では、第3期長野県食と農業農村振興計画が定める三つの基本方向のうち、「産業としての農業<次代へつなぐ信州農業>」を監査対象とした。

産業としての農業の発展のためには、付加価値総額が増えると同時に、付加価値生産性の向上が重要である。

県農政部では、様々な施策を立案しそれぞれの目標を設定し、計画達成のために日々懸命に取り組んでいる。その結果、達成された目標も数多くあるし、解決された課題もある。

また、毎年度、目標達成に向けて実施した事業を評価し、実施事業の改善や次年度事業の構築につなげる行政評価システムも運用されている。

しかしながら、それらの目標が、どのように結合されて最終目標達成に繋がっているのか、分かりにくい面がないとは言えない。

今回、監査人は、「農家の所得の増加」という KGI (Key Goal Indicator) を設定した場合に、どのような KPI (Key Performance Indicator) に分解できるかを示し、その分析結果から導かれる注力すべき施策目標について記載した。

県は、EBPM (エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング。証拠に基づく政策立案) を推進していく方針であるため、今後、県農政部においても、統計等のデータと施策立案の連結について検討していく必要がある。

(2) 補助金に係る消費税相当額の返還事務について

補助金に係る消費税相当額の返還事務は複雑であり、網羅的かつ正確に事務を行うことは極めて困難である。今回、県農政部においても、当該事務について適切に行われていない事例があった。

会計検査院のホームページを見ると、全国の自治体で、毎年のように、補助金に係る消費税相当額の返還ミスがあり、後日指摘を受けて返還する事例があることがわかる。

補助金返還事務を網羅的かつ正確に行うには、補助事業者や地方自治体の職員が消費税法に精通している必要がある。しかしながら、消費税法は複雑であり、特に公益法人等で特定収入がある場合などはなおさらである。また、税務調査等で後日、消費税の納税額が変わる可能性があるが、その場合には補助金に係る消費税相当額が変更となる可能性がある。

そのようなことを踏まえ、報告書の本文には、補助金の返還義務から納税義務に転換することについて記載した。しかしながら、それは国が対応すべきことであって、県農政部が対応できる範囲を超えている。

よって、県農政部への意見としては、職員向けの手続書作成やその周知、補助事業者向けの資料整備やホームページでの周知等をお願いすることとした。

なお、インボイス制度が導入された場合に、補助事業者が免税事業者から課税仕入を行った場合に経過措置により控除する消費税等に対応する補助金に係る消費税相当額を返還すべきかについては、今のところ明らかではないため、国等の動向を踏まえた対応を依頼することとした。

(3) 地球温暖化対策への農業部門の貢献

県は、長野県ゼロカーボン戦略を立案し、地球温暖化対策の推進等に取り組んでいる。

農林水産省の資料によれば、世界の温室効果ガスの排出量のうち、農業・林業・その他土地利用の排出は全体の4分の1を占める。¹

県の農業関係試験場における試験研究では、これまでの取組に加えて、温暖化に備えた品種改良等にも取り組んでいる。さらに、直接、温室効果ガス削減に向けたすばらしい研究成果も出している。

今後、県の農業関係試験場が世界の温室効果ガス削減にさらなる貢献をすることが期待される。

また、削減した温室効果ガスをクレジット化して売却し、農業関係者の所得拡大と温暖化防止を両立することについても今後研究が必要である。

¹ 気候変動に対する農林水産省の取組み 2020年11月20日 農林水産省
https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/GR/attach/pdf/s_win_abs-69.pdf

2. 監査の結果及び意見の項目数

監査対象項目	結果	意見
I. 総論	-	7
II. 農村振興課の事業	-	12
III. 農地整備課の事業	1	3
IV. 農業技術課の事業	-	12
V. 園芸畜産課・家畜防疫対策室の事業	-	9
VI. 農産物マーケティング室の事業	-	1
合計	1	44

「監査の結果」とは、今後、県において何らかの措置が必要であると認められる事項である。主に、合規性に関すること(法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項)となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合には、経済性、効率性及び有効性の観点からの結論も含まれる。

「監査の意見」とは、「監査の結果」には該当しないが、経済性、効率性及び有効性の観点から、施策や事務事業の運営の合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、県がこの意見を受けて、何らかの対応を行うことを期待する事項をいう。

3. 監査の結果及び意見の要約

(「頁」は包括外部監査報告書本体のページ番号)

内 容	区分		頁
	結果	意見	
I. 総論に関する結果及び意見			
<p>2 収益性・生産性指標</p> <p>① 収益性・生産性指標について(意見 1)</p> <p>施策の達成目標や効果測定を考える場合には、民間経営体と行政機関等が一体となって、「農業所得」や、それを構成する「農業生産高」「原価(経営費)」を考慮した目標設定にする必要があると考える。その際に KGI・KPI 分析と EBPM の手法を使って構築していくことについて検討が必要である。</p> <p>たとえば、「農家の所得」増加を KGI(成果目標)とし、「農業所得」の算式を構成する「生産高」や「原価」は KPI として設定することが考えられる。これには「デジジョンツリー」という考え方が有効である。これは、取りうる選択肢や起こりうるシナリオ全てを樹形図(ツリー図)の形で洗い出し、それぞれの選択肢の期待値を論理的に比較選択し、意思決定する経営管理ツールである。この考え方を使得、最終ゴールである KGI に向けて KPI 設定を行うと、KPI 要素の因果関係が見える化され、EPBM の実現に効果的である。</p> <p>なお、現在の計数集計関係のシステムは、コード体系や設定・運用上の課題があり、情報システム内に EBPM のためのデータベースが構築できない状況にあるため、県の情報システム見直しの際に県農政部として改善を要求していくことも考えられる。また、BI(ビジネス・インテリジェンス)ツールを用いて予算編成過程、予算進捗やエビデンス確認等を県民に分かりやすく提供することも今後の課題である。</p>		○	58
<p>3 補助金に係る消費税等の返還</p> <p>① 職員向け手続書の整備の必要性について(意見 2)</p> <p>補助金によって賄われた経費等に係る消費税等について、返還義務の有無や返還金額の計算は複雑であるため、その適正な執行にあたっては、県農政部の職員が、返還の有無の判定や返還された補助金の額が正しいかの検討を行うにあたっての手続書の整備を検討していく必要がある。</p> <p>県農政部では、部内のマニュアルである「補助事業を正しく進めるために」(令和 3 年 4 月 県農政部)の中で、補助事業等における消費税相当額の取扱いについて定めている。しかしながら、この記載のみでは、県農政部職員が補助事業等における消費税相当額について、適切に対応することは困難であると思われる。</p> <p>複雑な消費税相当額の返還事務を行うには、より詳細な手続書を作成して、県農政部職員に周知することについて検討が必要である。</p>		○	68

内 容	区分		頁
	結果	意見	
<p>② 補助事業者向け説明資料の作成について(意見 3)</p> <p>県農政部職員にとっても複雑な補助金に係る消費税相当額の返還事務については、補助事業者にとっても同様に判断が難しい面がある。</p> <p>そのため、補助事業者にとってわかりやすい説明資料やホームページを整備していくことを検討していく必要がある。</p>		○	69
<p>③ 補助事業者が消費税課税事業者であるかの確認について(意見 4)</p> <p>補助事業者が免税事業者であるかを確認する際、「損益計算書及び売上高を確認できる資料」との記載がある例があったが、誤解を受けやすい。確認すべきは、基準期間または特定期間の課税売上高等であるため、今後改善について検討が必要である。</p>		○	70
<p>④ インボイス制度導入後の免税事業者等からの仕入に係る経過措置の取扱いについて(意見 5)</p> <p>令和5年10月1日より、適格請求書等保存方式(インボイス制度)が開始される。</p> <p>インボイス制度では、適格請求書発行事業者以外の者(消費者、免税事業者又は登録を受けていない課税事業者)からの課税仕入れについては、仕入税額控除のために保存が必要な請求書等の交付を受けることができないことから、仕入税額控除を行うことができない。</p> <p>しかしながら、インボイス制度開始から一定期間は、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置がある。</p> <p>そうすると、補助事業者が補助金で免税事業者等から仕入を行った場合には、経過措置により控除した仕入控除税額についても返還すべき消費税相当額が生じると考えられる。</p> <p>一方、この経過措置は、免税事業者等が取引から排除されることなどを防止するために設けられた側面があることから、補助事業者が補助金に係る消費税相当額の返還が必要だとすると、当該効果が減殺される恐れがある。</p> <p>したがって、今後、県農政部として、国等の動向も踏まえて、対応を検討しておく必要がある。</p>		○	70

内 容	区分		頁
	結果	意見	
<p>4 農業分野における排出量取引</p> <p>① 排出量取引への取組準備について(意見 6)</p> <p>東京証券取引所においては、2022年9月から2023年1月まで、カーボン・クレジット市場実証事業が行われている。</p> <p>当該市場で取引の対象とされているのは J-クレジットである。J-クレジット制度は、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による CO2 等の排出削減量や、適切な森林管理による CO2 等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度である。</p> <p>農業分野での J-クレジットの認証はまだ少ないが、「バイオ炭の農地施用」については、新たに方法論が確立し、売買できるようになった。これには、農業試験場で研究している籾殻くん炭も含まれる。</p> <p>今後は、県においても、研究成果を生かし、新たな方法論の確立や、農家等が J-クレジットを創出し、温暖化防止に貢献するとともに所得も得ることができるよう、準備を進めていく必要がある。</p>		○	72
<p>5 農業土木職員の年齢構成</p> <p>① 農地整備課の農業土木職員の年齢構成について(意見 7)</p> <p>農地整備課には、県内各所の地域振興局を含めて 153 名(令和 4 年度)の農業土木職員が所属している。そのうち、50 歳台が 95 名で、62.1%を占める。</p> <p>近い将来、現在 50 歳台の職員が退職を迎えると、農業土木職員の数は著しく減少し、業務に支障をきたす可能性がある。</p> <p>農業土木職員は技術職員であり、他の行政職員の異動等により職員数を調整することは極めて難しいものであると思われる。</p> <p>県は、若手農業土木職員の仕事の様子やインタビューの動画サイトへのアップロード、教育課程に農業土木がある全国 36 の大学に対するアプローチ(PR メールを送付や OB・OG を通じたコミュニケーション)、職員採用試験の見直し等を通じて農業土木職の PR 及び採用強化を図っている。長期的な視点で、将来の県の農業土木職を担う人材の採用及び育成を図っていくため、今後も引き続きより一層の業務の PR 及び採用活動に取り組む必要がある。</p>		○	73

内 容	区分		頁
	結 果	意 見	
II. 農村振興課の事業に関する結果及び意見			
1 新規就農者支援事業 ① 長野県里親農業者登録会議の出席者について(意見 8) <p>農業大学校研修においては、新規就農里親研修がカリキュラムとして定められており、就農希望者は、「新規就農里親支援事業実施要綱」及び「新規就農里親農業者登録事業実施要領」に定める里親農業者の就農支援活動を受けることができる。里親農業者は、本実施要領に基づき登録された個人・法人であり、登録にあたっては、学識経験者、里親農業者の代表者、市町村等農業研修機関の代表者、農業団体の代表者、公益社団法人長野県農業担い手育成基金(長野県青年農業者等育成センター)、農業者組織の代表者、県農政部の 7 者の委員で構成される長野県里親農業者登録会議(以下「登録会議」という。)で意見を募ることとしている。</p> <p>令和 3 年度の登録会議の委員名簿によれば、上記の 7 者のうち、農業者組織の代表者が登録会議の委員として選任されていなかった。県の担当者によれば、委員名簿上確かに農業者組織の代表者は不在であるが、里親農業者の代表が「長野県農業経営者協会」の会長(農業者組織の代表者)でもあることから、それぞれの立場からの意見を十分に徴することができていると判断し、県による登録合否の決定に支障はないと考えているとのことであった。</p> <p>しかしながら、単一の委員が複数の立場(区分)を兼ねることについての可否や基準については、実施要綱または実施要領等に定められておらず、主観的な判断によって許容されているに過ぎない。実施要綱または実施要領等において、その可否や基準について客観的な根拠を定めておくことが望ましい。</p>			78
② 農業人材力強化総合支援における資金の交付対象者と成果目標の齟齬について(意見 9) <p>県は、本事業の成果目標の一つとして、「新規就農者数(45 歳未満)」を設定し、毎年度終了後、成果目標に対する実績をモニタリングすることにより、事業の成果を測定している。一方で、就農準備資金及び就農直後の経営確立に資する経営開始資金の交付について国が定めた「新規就農者育成総合対策実施要綱」及びその別記資料によれば、資金交付の対象者は、就農予定時の年齢が原則 50 歳未満とされており、県も同要綱にしたがい事業を執行している。</p> <p>この点、45 歳から 49 歳までの新規就農者については、資金交付の対象になっているにも関わらず、県が成果目標としている「新規就農者数(45 歳未満)」に数えられず、事業の成果が成果目標に適切に反映されない状態になっていると考えられる。当該成果目標については、事業の成果を適切に反映できる指標に修正することが望ましい。</p>			78

内 容	区分		頁
	結果	意見	
<p>③ 成果目標「新規就農者数(45歳未満)」の達成に向けた取組について(意見 10)</p> <p>県が令和4年度の目標としている「新規就農者数(45歳未満)」の数値は250人である。一方、これまでの実績をみると、平成30年度は216人の新規就農者があったものの、ここ3年は190人、173人、181人と、目標と比較して低い水準にとどまっている。</p> <p>平成30年度からの減少要因としては、「独立自営の参入者」の数が横ばいであることに対し、「親元就農の後継者」の数が減少傾向にあることがあげられる。</p> <p>「独立自営の参入者」と「親元就農の後継者」は、それぞれ就農に対する目的や動機が異なるものと考えられることから、成果目標値の達成に向け、また、令和5年度以降に目標とする新たな成果目標値も念頭に、独立自営の参入者の数が増える余地があるのか、または、親元就農の後継者の数が増える余地があるのか分析を行ったうえで、伸び代の大きいターゲット層に訴求するアプローチを集中的に行っていくことが望まれる。</p>		○	79
<p>2 農業リーダー育成事業</p> <p>① 農業リーダー認定数の目標値の設定について(意見 11)</p> <p>本事業における各農業リーダー(農業士、農業経営士、農村生活マイスター)の認定数の令和4年度の目標値は50人である。しかしながら、平成30年度以降、農業リーダーの認定者数は減少傾向にあり、令和4年度の目標達成も極めて難しい状況であると思われる。</p> <p>県の方針である「次代の農業を担うリーダーを育成」という観点について異論はないが、いずれの称号制度も、創設から30年以上が経過して既に多くの農業者がこれらの称号を得ており、また、全体的な農業者数や就農者数の減少により、今後の認定数の大幅な増加は見込めないと考えられることから、農業リーダーの認定者数が、本事業の「次代の農業を担うリーダーを育成」という趣旨に合致する目標として適切かどうか検討していく必要がある。</p>		○	81
<p>3 NAGANO 女子ステップアップ支援</p> <p>① 「若手女性農業者」の定義について(意見 12)</p> <p>本事業の補助金は、補助事業者たる再生協議会が、若手女性農業者が経営発展に向けて自ら実施または出展するマルシェ活動等を支援するために行う事業に要する経費を対象としている。補助金交付要領では、助成金の交付対象者である「若手女性農業者」について次のように定めている。</p> <p>(1)年齢45歳以下で結成された、2名以上の県内在住女性農業者グループ</p> <p>(2)グループの全体人数のうち、3分の2以上が年齢45歳以下で結成された、3名以上の県内在住女性農業者グループ</p> <p>しかしながら、上記の定めのうち、「女性農業者」の属性は明らかでない。今後、要綱、要領等で「女性農業者」がいかなる属性なのか明確にしておくことが望ましい。</p>		○	83

内 容	区分		頁
	結果	意見	
<p>5 農業トップランナー応援</p> <p>① 事業の達成度合いを測定する指標の設定について(意見 13)</p> <p>外国人人材確保支援に関して、技能実習生から特定技能外国人への転換拡大に向け、県は支援センター及び特定技能外国人の登録支援機関である JA 長野開発機構の職員の人件費等に対して補助を行っている。しかしながら、本事業の目的を表す成果指標としては中核的経営体数を掲げているのみであり、主眼である県内外国人労働者を確保・増加させるといった観点に基づいた目標や指標などは現状設定されていない。</p> <p>本事業は、特定の団体(支援センター(補助事業者)及びその委託先である JA 長野開発機構)の運営経費に対して定額補助を支給するものであるため、PDCA サイクルが有効に実施できるよう、定量的な数値による成果指標が設定され、その動機づけされた指標に向け補助事業者が事業を遂行し、事後的に活動実績並びに成果を適切に測定できる体制を整えることが望まれる。</p>		○	88
<p>6 強い農業・担い手づくり総合支援(経営体育成支援事業)</p> <p>① 事業実施主体の提出書類の記載ミスへの対応について(意見 14)</p> <p>強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱(以下、要綱という)によると、地域担い手育成支援タイプ(条件不利地域型)の要件の一つに“対象地域において農家一戸当たりの平均農地面積が概ね 0.5ha 未満であり、かつ、農地面積が 0.5ha 未満の農家が概ね 5 割以上占める地域であること”が規定されている。事業実施主体は支援計画書を県へ提出することにより、その要件が充足されることを含めて記載される手続となっている。</p> <p>監査人が抽出したサンプル(事業実施:千曲市)を確認したところ、支援計画書における上記“概ね 5 割以上とする”要件に係る記載事項に、“0.58%”と記載されていた。本来 58%と計算され要件を満たすことから、実質的な判断に影響を与えるものではないが、形式的な記載ミスが是正されぬまま採択されていたものと見受けられる。</p> <p>事業実施主体から提出された要件充足に関する申請書類の審査・確認をより精緻に不備なく実施できる体制が望まれる。</p>		○	90

内 容	区分		頁
	結 果	意 見	
<p>② 助成対象となる事業費の確認について(意見 15)</p> <p>要綱によると、助成対象となる事業内容の要件として、事業費が整備内容ごとに50万円以上であることであり、地域の実情等に即した適正な現地実行価格により算定されていることが求められている。監査人が抽出したサンプル事業(事業実施:千曲市)においては、17件の施設(設備)等を導入していたが、うち5件が上記要件の下限金額である1件当たり50万円とされていた。</p> <p>要綱において一単位の金額下限が設定されているため、同業者から調達する場合等にあつては、本来助成対象とならない金額の物品についても、金額の調整により助成対象に該当せしめることも可能となる等の不正のリスクが存在していると考えられる。</p> <p>同サンプル事業においては、形式的な問題はないものの、不正な申請に対応するためにリスクを念頭に置いた慎重な審査が望まれる。</p>		○	90
<p>9 農地中間管理機構事業補助金</p> <p>① 複数の農地集積率の計算方法の併存について(意見 16)</p> <p>効率的な農業経営を進めていくためには、担い手への農地の集積・集約化を進める必要があり、国は、平成25年12月に公表した「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、今後10年間で“担い手”への農地の集積率を8割へ向上させる目標を定めている。</p> <p>ここで、国が定める“担い手への集積率”とは「担い手及びその農地利用の実態に関する調査」に基づき算定され、そこでの“担い手”とは、認定農業者、基本構想水準到達者、認定新規就農者、集落営農経営(共同経営型のみ)を指す。</p> <p>一方、県においては、農地中間管理事業の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)により、担い手(認定農業者等の効率的かつ安定的な農業経営を営む者)が利用する農用地の面積の目標を掲げるとともに、耕地面積に対するその割合、すなわち“担い手”への農地集積率を第3期食農計画基準年である平成27年度における39%から令和5年度では68%まで向上させることを計画している。</p> <p>ここで、県が定める基本方針における“担い手への集積率”とは「担い手及びその農地利用の実態に関する調査」に加え「集落営農実態調査」に基づき数値が補正され、そこでの“担い手”とは、認定農業者、基本構想水準到達者、認定新規就農者、集落営農経営(共同経営型、作業受託組織及び機械利用組合等を含む)を指すこととしている。すなわち、国の定義に比して広い概念とされているため県の数値は大きく算定される。</p> <p>上述のとおり、事業の成果目標指標である担い手への農地集積率としては、国が掲げる目標を基礎とした数値と県独自の数値の2種類が併存している状況にあるため、県独自の農地集積率を開示する際には、判断を誤導することのないように算定方法を明示するなどの配慮が必要と考える。</p>		○	95

内 容	区分		頁
	結 果	意 見	
<p>② 県及び中間管理機構のさらなる各地域との連携について(意見 17)</p> <p>県、県農業会議、JA 県中央会、県土地改良事業団体連合会、農業開発公社(中間管理機構)の5団体が連携して「農地中間管理事業の推進に向けた関係機関の連携に係る活動方針」が策定されたことは意義があると考えます。</p> <p>一方、県及び中間管理機構のみでは人員が少なく、集積に向けた貸手と借手のマッチングなどの具体的な業務を行うことは困難な状況下であり、地域の話合いに基づく「人・農地プラン」の実質化の取組に即した対応が求められる。</p> <p>具体的な業務は、地域的に細分化された市町村、農協、農業再生協議会など、地域との連携を図る必要性があるため、県においても当該各主体と業務委託契約を締結している。</p> <p>担い手への農地集積及び集積率の県単位での成果指標(令和3年度は51%)を達成できるか否かは、地元の取組の成否に依存している。このことは、地域間・市町村間の集積率等の実績に格差が拡大している要因の一つに位置づけられるものと考えます。</p> <p>改正農業経営基盤強化促進法は、地域農業の在り方を落とし込む従来の「人・農地プラン」を、「地域計画」として法定化し、農地中間管理機構(農地バンク)と連動させ、地域の農地利用を効率的・総合的に進めていくことが狙いである。その中で県及び中間管理機構は、業務推進を担う役割として、市町村ごとの地域単位で指標を細分化し、集積率向上の余地がある地域へ重点的に働きかけることも有用であると考えます。</p> <p>また、現場の情報を吸収して活用できる体制を整えていくなど、たとえば地域ごとの農地情報をデータベース化してこれを有効に利用することが、市町村等の地域を超えた有用な情報のやりとりや農地の集積に対する取組状況の違いを把握することに向けて有効と考えます。</p>		○	97
<p>10 機構集積協力金</p> <p>① 協力金の効果的な活用について(意見 18)</p> <p>本事業の令和3年度の決算額は、当初予算を大幅に下回り余剰が生じている。機構集積協力金についても、上記「9 農地中間管理機構事業補助金」と同様の趣旨にて地域や市町村、都道府県などの取組に依存する中で、地域格差が生じているなど計画どおりの執行ができていない状況にある。</p> <p>協力金は農地を貸すための動機付けとして効果的なものであるとされるアンケート調査結果等もあり、細分化された地域計画での活用が望まれる。</p>		○	98

内 容	区分		頁
	結果	意見	
<p>12 地域営農基盤強化総合対策事業</p> <p>① 補助事業者の活動予算の形骸化について(意見 19)</p> <p>長野県農業会議による農地有効利用支援事業に関して、活動予算が見込まれていない活動が実施されたうえで、事業実績報告書において補助対象経費として記載され補助金が支給されている。他方で、補助対象となる活動として予算に含まれていた活動項目が実施されず、他の活動へ流用されていた事項が検出された。</p> <p>その要因は補助事業者である長野県農業会議から提出される計画段階での交付申請書の緻密さ、正確性が低いものと推察され、活動予算の設定が形骸化しているためとも考えられる。</p> <p>補助金は公益上必要があるとして特定の目的の下で公金にて補助することが妥当と判断された活動を支援することが趣旨であり、その手続きである交付申請及び交付決定プロセスの意義は、活動が同目的に整合的であるか否かを判定することにあると考える。</p> <p>地域営農基盤強化総合対策事業補助金交付要綱等に照らすと、活動細目間の流用は直接的な逸脱には該当しないものとも考えられるが、特定団体(長野県農業会議)への運営資金の定額補助という側面を鑑みると、そのプロセスの形骸化は、補助対象とする活動が曖昧となるとともに、補助事業者の活動への統制が効かず、補助金の趣旨を没却するおそれがある。</p> <p>県としては、補助対象となる交付申請における活動内容とその予算の精緻なチェック、及び実績報告における活動内容との整合性を確認する必要がある。</p>		○	101

内 容	区分		頁
	結 果	意 見	
Ⅲ. 農地整備課の事業に関する結果及び意見			
1 かんがい排水事業 ① 県営農業農村整備事業新規地区検討委員会における議事録等の作成について(意見 20) <p>県は、本事業並びに後述する「県営畑地帯総合土地改良事業」及び「経営体育成基盤整備事業」において、新規に事業実施を要望する地区(以下「新規要望地区」という。)に係る調査計画業務の取扱いについて、県営農業農村整備事業新規地区調査計画業務取扱要領を定め、同要領に基づき事業を実施することとしている。</p> <p>同要領の第4第1項においては、県の農政部長が新規要望地区から提出のあった審査依頼書等を検討するものとされ、具体的な検討機関として、県営農業農村整備事業新規地区検討委員会設置要領に基づく県営農業農村整備事業新規地区検討委員会(以下「検討委員会」という。)が設置されている。</p> <p>検討委員会における検討過程については、非公式な文書として、検討結果が記された書面が残されている場合があるが、これら書面を議事録等として作成するルールは設けておらず、出席者の発言や具体的な検討過程等が必ずしも残されているとは言えない状態である。</p> <p>新規要望地区について、検討委員会において適正に検討した根拠として、検討委員会における検討過程、検討結果等を議事録等として書面に残しておくことが望ましい。</p>			104
② 補助事業者からの状況報告の提出期日の管理体制について(意見 21) <p>長野県土地改良事業等補助金交付要綱には、補助金を受けた事業者が補助事業の進捗に応じて、定められた期日までに状況報告を提出すべき旨が定められている。</p> <p>県内の2つの地域振興局で、当該書類の管理・保存状況を確認したところ、いずれの局においても、書類の報告期日についての情報が適切に管理されておらず、また、提出書類の様式においても報告日を記載する欄がないことから、補助事業者が要綱に従い定められた期日までに書類を提出しているか否かについて、事後的な検証が困難な状況となっていた。</p> <p>様式に報告日の記載欄を設ける、あるいは、管理上、報告日を明確にするなどして、当該書類が期日までに報告されていることが確認できる体制を整えることが望ましい。</p>			105

内 容	区分		頁
	結果	意見	
<p>2 県営畑地帯総合土地改良事業</p> <p>① 公共事業評価における実効性確保について(意見 22)</p> <p>1)事前評価の適時性について</p> <p>今回、監査対象のサンプルとして令和3年度に実施した事業につき、新規事業優先順位評価シートを確認したところ、効率性の視点において評価指標とされる費用対効果分析に関する評価が、県公共事業評価の前段階における県農政部内での検討・審査(県営農業農村整備事業新規地区検討委員会)の段階では未算定となっていた。</p> <p>実質的には、費用対効果が1.0以上であることは概算により見込まれていると考えられるが、当該評価プロセスの実効的な運用を確保するために、県農政部内での検討段階においても定量的な根拠をもって確認される運用が望ましい。</p> <p>2)事後評価の運用について</p> <p>事業の内容及びその事業に対する事後評価結果を、県民に対するアカウントビリティのために、積極的に情報発信・見える化を行うことが望ましい。</p>		○	108
<p>3 経営体育成基盤整備事業</p> <p>① 消費税の還付に係る仕入控除税額報告書の提出期限について(結果 1)</p> <p>長野県土地改良事業等補助金交付要綱(以下「要綱」という。)によると、補助金に係る消費税仕入控除税額については、補助金の受給と消費税等の控除が重複することを避けるため、補助金より減額又は返還することが求められている。</p> <p>要綱によれば、交付申請時点において消費税仕入控除金額が明らかでなかったとしても、実績報告書提出時点で確定していれば実績報告書を提出するとき、また、実績報告書を提出した後に消費税仕入控除税額が確定したときには、速やかに報告する義務が補助事業者に課せられており、同税額が確定しない場合等例外的なケースについてのみ翌年の6月15日までを報告期限としている。</p> <p>今回サンプルとして検討した事案について、補助事業者の決算並びに消費税等の確定申告が令和4年中に完了しており、消費税仕入控除税額が確定していたが、補助事業者から県に消費税仕入控除税額報告書が提出されていなかった。要綱に照らしてみれば、当該確定後速やかに提出すべきであった。</p> <p>要綱の報告についての周知徹底を図るとともに、補助事業者の確定申告時期を把握しておく必要がある。</p>		○	111

内 容	区分		頁
	結 果	意 見	
IV. 農地技術課の事業に関する結果及び意見			
1 農業経営カイゼン導入促進事業 ① 委託契約の相手先の権限の確認について(意見 23) 県は、農業カイゼン指導業務について委託契約を締結している。当該契約に係る契約書の相手先の記名押印が、株式会社の事業部長によりなされていたことから県の担当者に確認したところ、契約締結の代理権の有無について確認していないとのことであった。 今回のケースでは、実質的には県にリスクはないと思われるものの、契約の相手方に契約締結の権限があるのか、特に法人の場合は代理権の有無について確認が必要である。 今後、契約締結の相手方、特に法人の使用人に契約締結の代理権が付与されているのかに留意する必要がある。		○	115
2 農業大学校費 ① 目標設定について(意見 24) 卒業生の進路を見ると、就農していなくても、公務員や農業指導員、農業関係企業に就職しており、農業大学校としての教育成果は十分出ていると考えられる。 そうであれば、今後、目標としている就農率の見直しを検討することが望ましい。		○	117
② 定員の充足率について(意見 25) 総合農学科は概ね募集人員に近い合格者となっているが、実科、研究科は、コロナ感染症拡大の影響があったとはいえ、募集人員に対する受験者数や合格者数は著しく少ない。 今後は、環境変化や受入体制に、より合致した募集人員についての検討が必要と考える。		○	118
③ 研修部で使用する農業用機械について(意見 26) 研修部では、農業機械利用技術向上研修やスマート農業先端機械操作研修等を行っている。 今後、農業分野の技術革新は急速に進展すると考えられるため、研修受講者にとって有用な研修となるよう、研修部はじめ農業大学校で保有する機械装置の更新や新規取得の必要性について、常に検討していく必要がある。		○	118
④ 移住希望者への農ある暮らしの提案について(意見 27) 移住や交流の推進を行っている県企画振興部の信州暮らし推進課と連携し、楽園信州ホームページにおいて、農ある暮らし入門研修などの周知を行い、移住希望者への情報発信に努めている。 研修部の施設での研修は、農ある暮らしにあこがれを持つ移住希望者にとって極めて魅力的であると思われるので、今後も関係部局等と連携し、移住希望者への周知・研修を充実させていく必要がある。		○	118

内 容	区分		頁
	結果	意見	
<p>5 水田農業競争力向上推進事業</p> <p>① 補助金申請時や交付決定時の消費税の取扱いについて(意見 28)</p> <p>令和 3 年度の水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金について、県は、株式会社、農業再生協議会、農業協同組合の各 1 件(計 3 件)について国に補助金の申請を行い、事業者に補助金の交付を行っている。</p> <p>この申請及び交付決定にあたっては、いずれも消費税等が含まれておらず、補助事業者の自己負担となっている。</p> <p>このうち、農業再生会議は、仮に免税事業者であれば消費税等を含めて補助金を交付する必要があった。また、農業協同組合については、消費税の課税事業者であり、なおかつ課税売上割合が 95%未満であると考えられる。したがって、交付決定は、農業協同組合が消費税の申告を行い、課税売上割合が明らかとなっている場合は、控除できなかった消費税等を含めて行うべきであるし、交付決定時に消費税相当額が確定していない場合には、返還条件を付けて消費税相当額を含む金額で交付決定を行い、後日消費税の返還を受けるべきである。</p> <p>今後、県農政部は、補助金交付決定時に消費税相当額を含めて交付するか否かについて、慎重に検討を行う必要がある。</p>		○	123
<p>6 将来を担う種子生産者支援事業</p> <p>① 補助金交付時の消費税相当額の取扱いについて(意見 29)</p> <p>本事業に係る補助金交付先である一般社団法人長野県原種センターは、その決算書を見ると、消費税の課税事業者である。そこで、県農政部に対し、原種センターに対して消費税相当額を含めて補助金を交付したか、また、返還を受けたかについて質問したところ、「実績事業費のうち、税抜き事業費に補助率を乗じた額を上限に、予算の範囲内で補助しているため、消費税に係る補助はないことから返還はない。」旨回答を得た。</p> <p>決算書によれば、原種センターは、特定収入割合が 5%を超えると考えられるので、補助金に消費税相当額を加算して交付した場合には、その補助金に係る消費税相当額の返還義務はない。しかしながら、これは初めから消費税相当額を控除して補助金を交付するということと同じではない。</p> <p>また、一般社団法人長野県原種センターは、その決算書によれば、課税売上割合は 95%以下になると考えられるから、確定申告を待たなければ補助金に対応する消費税等仕入れ控除税額は確定しない。この面からも、県は補助金を交付する際、消費税相当額を含めて交付すべきであった。</p> <p>上記の点を踏まえて、補助金交付時の消費税相当額の取扱いについては、今後は慎重に検討する必要がある。</p>		○	127

内 容	区分		頁
	結 果	意 見	
<p>8 植物防疫事業</p> <p>① 植物防疫体制の検証について(意見 30)</p> <p>県農業の生産維持にとって植物防疫の果たす役割は重要である。一度重要病害虫がまん延するようなことになれば、農作物の生産量維持や価格安定にとって、甚大な影響を与える可能性がある。</p> <p>また、県では、農産物の輸出拡大を施策に掲げているが、その意味で生産性向上の面でも検疫制度の構築や運用が果たす役割は大きい。</p> <p>コロナウイルス感染拡大の経験を踏まえれば、県のこれまでの防疫体制で十分であるのかについては、今後も常に検証を行っていく必要がある。</p> <p>県については、特に次の点について検討が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 病害虫防除所を中心とする植物防疫体制 病害虫防除所は、兼務の所長を含め 4 名である。これを JA 等の病害虫防除員、農業試験場や県の農業技術課職員が支援する体制となっているものの、この体制で十分かは常に検証が必要である。 ○ 農薬登録拡大の推進 県では、中山間地での農業も多く、狭い耕地で多品種の農作物を栽培しているため対応する農薬の登録が少ない。今後も、県の多品種の農作物に対応する農薬の試験が必要である。 ○ 薬剤抵抗性への対応 過度に農薬に依存せず、生態系が有する機能を可能な限り活用し、自然の病害虫制御作用を促す方策の推進について、関係者の協力を得て取り組む必要がある。 		○	130
<p>② BCPとしての植物防疫計画の策定について(意見 31)</p> <p>平成 29 年 9 月、諏訪郡原村の一部のほ場において、ブロッコリー等のアブラナ属植物等の地下部に寄生し、特にてんさい生産に大きな被害を与えるおそれがある重要病害虫であるテンサイシストセンチュウが国内で初めて確認された。</p> <p>県は、国の指示の下、発生ほ場のくん蒸材処理や発生防止対策、防除効果確認作業を行っている。残念ながら根絶には至っていないが、県や関係者の努力下、被害の拡大を防いだことは高く評価できる。</p> <p>重要病害虫発生時の計画や体制の整備は、言わば県農業全体のBCP(事業継続計画)といえる。今回の経験を生かして、被害の拡大防止、農家の事業継続、早期普及を可能とするために、関係者全体で計画や体制を整備し、人材養成や訓練に取り組む必要がある。</p>		○	132

内 容	区分		頁
	結果	意見	
<p>9 国際水準GAP推進事業</p> <p>① ASIAGAP 等の国際認証取得について(意見 32)</p> <p>国の食料・農業・農村基本計画では、「農業生産工程管理の推進 食品安全や環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理等に資する農業生産工程管理(GAP)について、令和 12 年までにはほぼ全ての産地で国際水準 GAP が実施されるよう、現場での効果的な指導方法の確立や産地単位での導入を推進する。」と述べている。</p> <p>今後は、県農産物のブランド力の強化や輸出促進のために、JGAP のみならず、GLOBALG.A.P.、ASIAGAP の認証取得も、これまで以上に支援していく必要があると考える。</p>		○	134
<p>12 農政試験研究関係事業（農業関係試験場）</p> <p>① 職場環境の点検について(意見 33)</p> <p>民間では、労働者の安全や心身の健康に配慮し、職場環境を快適に保つ義務がある(労働契約法第 5 条、労働安全衛生法第 3 条等)。</p> <p>農業試験場八重森庁舎のトイレは、男女共用ではないものの、仕切り板又は上部若しくは下部に間隙のある壁等により構成されており、プライバシーが確保されているとはいえない。</p> <p>近年、女性の職員も増加していることから、県の各事業所では、設備の設置や改修にあたって、トイレにおけるプライバシーの確保について配慮が必要である。</p> <p>今回、農業試験場でこのような事例があったということは、県農政部として、職場環境についての点検を十分に行っていない可能性があるため、対応が必要である。</p> <p>地方公務員の一般職については、労働契約法や労働安全衛生法が適用除外となっているが、だからこそ、県としては、職員の職場環境については配慮が必要である。なお、県農政部からは、令和 5 年度には、上記課題について解消予定と説明を受けている。</p>		○	146
<p>② 薬用作物への注力について(意見 34)</p> <p>野菜花き試験場佐久支場では薬用作物の研究を行っている。</p> <p>薬用作物とは、生薬の原料となる作物で、その一部又は全部が乾燥や簡単な加工を施され、漢方薬等に使用されるものをいう。</p> <p>農林水産省の「薬用作物(生薬)をめぐる事情 令和 4 年 11 月」によると、薬用作物の約 9 割は輸入に頼っている。</p> <p>漢方製剤等は医療現場におけるニーズが高まっており、今後とも増加が見込まれる。原料となる生薬は約 8 割を中国産が占めており、価格の上昇などにより中国産の確保が難しくなる中で、原料生薬の安定確保のため国産ニーズが高まっている。</p> <p>近年、耕作放棄地の再生利用や中山間地域の活性化に繋がる作物として期待されており、県農政部としても、今後も薬用作物の生産を支援していく必要があると考える。</p>		○	147

内 容	区分		頁
	結 果	意 見	
V. 園芸畜産課・家畜防疫対策室の事業に関する結果及び意見			
<p>2 信州園芸産地生産力強化事業</p> <p>① サンプル調査の方法について(意見 35)</p> <p>産地生産基盤パワーアップ事業(収益性向上対策・生産基盤強化対策)都道府県事業実施方針は、その目的を、“国際競争力を持った攻めの農業を展開するため、本県の農業について、県の様々な計画等と整合させつつ、地域の営農戦略等に基づいて実施する産地としての高収益化に向けた取組を総合的に支援する。”としている。</p> <p>基本方針では、収益力アップの KPI を種々設定し、測定・報告・評価を実施することになっており、当該調査は、全ての受益農業者または受益農業者数を母数として平方根で求めたサンプル以上を対象として、農業者の作業記録に基づく聞き取り、アンケート調査または作業日誌等の提出等により行くとされている。</p> <p>この場合、若干注意が必要だと考えたのは、単純に県の農業人口(102,706 人)を母数と考え、この平方根で約 320 件のサンプルと考えることについてである。</p> <p>単純無作為抽出で、信頼係数 95%(許容誤差 5%)のアンケート調査を実施する場合に必要なサンプル数や、そもそも作業体系が異なる作物に従事する農家全体をひとつの母集団で捉えることについては検討が必要である。</p> <p>適切にサンプル数を設定しないと、現場の聞き取りを行っても代表値が求められない懸念があるため、サンプル母集団の捉え方には十分留意する必要がある。</p>		○	154
<p>② 信州農業生産力強化対策事業の実績報告について(意見 36)</p> <p>信州農業生産力強化対策事業の補助金を利用するためには、事業者による「実施計画書」の作成が必要である。</p> <p>「実施計画書」には、3 年後までの品目別作付面積見込等を記載することとなっているが、これらは、信州農業生産力強化対策事業実施基準によりメニューによって異なる。計画書の記載時の目標設定内容は、関係者の協議後、最終的には現地機関の承認で決まる。これにより、補助金を利用することによって、農業生産性、収益がどのように向上するのかを明確にすることとなる。</p> <p>しかしながら、この計画に対する実績報告に関しては特に求められておらず、専ら現地機関のフォローに任せているとのことである</p> <p>国費の補助金に関しては、収益性等の向上評価や実績報告が義務付けられているが、県費の補助金事業は、評価実績報告を義務付けるシステムになっていない。現地機関のみならず、県担当部門でもその評価方法を明確にし、実績報告を継続的に受け取る仕組みを作る必要がある。</p>		○	155

内 容	区分		頁
	結果	意見	
<p>③ 信州農業生産力強化対策事業予算の内訳について(意見 37)</p> <p>信州農業生産力強化対策事業の令和3年度の当初予算は52百万円とされている。この予算については、園芸畜産課のみに配当されている予算のように見える。しかしながら、実際には園芸畜産課以外の農村振興課、農業技術課の(ハード面の)予算も含まれているとのことであった。</p> <p>県農政部の補助金は、「細目」及び「細々目」ごとに予算配当がされている。課内あるいは所別に予算配当額は把握しているが、予算書や支出負担行為データには、この分類を正確に反映したデータが確認できる形で登録されていない。</p> <p>予算集計と会計システムの連携及び部門・事業コード体系の整理と集計システムの構築に向けての検討が必要である。</p>		○	156
<p>3 信州果実で稼ぐ力強化事業</p> <p>① 施策評価の指標について(意見 38)</p> <p>本事業では、成果目標として、新品種である、りんご「シナノリップ」、ぶどう「クイーンルージュ®」、日本すもも「シナノパール」の栽培面積等を掲げて取り組んでいる。</p> <p>りんごの経営体数の減少は集約化の影響があるとしても、懸念されるのは、栽培面積が減少し、また、「新しい化(高密度わい化)」面積が伸び悩んでいることである。生産高確保の基本ベースとして、栽培面積を維持するため計画的に改植を実施する対策は必須である。</p> <p>もうひとつ、加えて述べたいのは、生産性についてである。その意味で憂慮すべき傾向が、「単位収穫量」の大幅減少である。この現象は、既存品種のりんごに留まらず、日本なし、もも等にも顕著に表れている。農家の収益力アップを実現するため、また、食糧自給対策も考慮すると、「生産性の向上」としての「単位収穫量」の向上を実現するための施策と評価に注力する必要がある。</p> <p>生産性を考えるとき、ロス率(=出荷高/生産高)に関しても検討が必要と思われる。これは生産高に占める、収益(=売上)に結びつかない金額である。ロス率は、りんごで約8%、ぶどうで5.6%、日本なしで5.8%、ももに至っては9.9%となっている。日本なしのロス率は、最大出荷高を誇る千葉県の1.1%と比較するとかなり高い。また、もものロス率は全国平均7.7%を上回っている。したがって、改善すべき余地がある可能性があり、今後検討が必要である。</p>		○	162
<p>5 信州伝統野菜継承・産地育成事業</p> <p>① 伝統野菜の種子について(意見 39)</p> <p>伝統野菜の種子を保存する事業は、認定品種数、団体数とも一定の成果を上げている。一方で、種子法・種苗法の廃止・改正が話題となっており、一般的に流通している野菜市場の種子は、ほとんどが海外のF1品種で占められている。</p> <p>食糧自給率対策も考えると、伝統野菜種子については、伝承・保護政策のみならず、その生産・販売拡大を含めた対策へと拡充していくことが望ましい。</p>		○	171

内 容	区分		頁
	結果	意見	
<p>12 農場 HACCP 実践拡大支援事業</p> <p>① 成果指標について(意見 40)</p> <p>本事業は、「令和4年 長野県農業の概要」の「施策の達成指標」が記載されているが、「事業」別には成果目標の設定がない。HACCP と GAP を組合わせた「信州あんしん農産物[牛肉]生産農場認定制度」は、農業の JAS 規格として、安心だけでなく、差別化のための認証制度としても広がることが期待される。したがって、公表資料には成果目標を記載すべきと考える。</p> <p>また、成果目標に関しても、認証数の目標値に留まらず、その実績が、農業者にどのような効果をもたらしたかも併せて評価できる成果目標を設定することが望ましい。</p>		○	191
<p>② 畜産におけるアニマルウェルフェア等への貢献について(意見 41)</p> <p>国際獣疫事務局(OIE)のアニマルウェルフェアに関する勧告の序論では、「アニマルウェルフェアとは、動物が生活及び死亡する環境と関連する動物の身体的及び心理的状態をいう。」と定義されている。家畜のアニマルウェルフェアについては、適正な飼養管理を行うことで家畜の健康が維持され、結果として安全な畜産物の生産と生産性の向上につながるとされている。</p> <p>国レベルでは、公益社団法人畜産技術協会等が策定した「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」が、平成21年3月から順次公開されている。</p> <p>農林水産省では、「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方について」(平成29年11月15日付け29生畜第794号)を発出しているが、国際獣疫事務局(OIE)の「陸生動物衛生規約」におけるアニマルウェルフェアに関する勧告の見直しなども踏まえ、令和2年3月に見直しを行っている。</p> <p>県においては、松本家畜保健衛生所が、平成19年2月に、国内の行政機関としていち早くアニマルウェルフェアの概念を取り入れた自然循環型畜産及び家畜の福祉に関する基準として、「家畜にも人にも優しい信州コンフォート畜産認定基準」を制定し、啓発に努めている。この基準は、アニマルウェルフェアだけでなく環境負荷の低減も目的としており、時代を先取りした取組であった。</p> <p>県の家畜保健衛生所が、今後も、県内のみならず、日本国内の畜産における理念の構築や啓発に主導的な役割を果たしていくことが望まれる。</p>		○	192

内 容	区分		頁
	結 果	意 見	
13 家畜衛生対策事業 ① 豚熱対策事業の情報開示について(意見 42) 豚熱対策事業について、連携事業先である「独立行政法人農畜産業振興機構との連携概要について、内容が分かり難い面がある。 このような外部団体との業務連携や資金造成関連に関して、「令和 4 年度 施策別予算・主要事業の概要」あるいは「令和 4 年 長野県農業の概要」の該当箇所に分かりやすく記載することが望ましい。		○	197
② 職員の待遇について(意見 43) 家畜保健衛生所では、基本的に獣医師の資格を持つ職員の採用を行っている。県には獣医学部のある大学がない状況下で、他の都道府県と待遇を合わせるという意味で、令和 2 年度から初任給調整手当として採用 1～5 年目は月額 50,000 円、6 年目以降は漸減して最長 15 年間支給することとして、現在の初任給は 271,600 円となっている。 初任給調整手当の効果もあって、たとえば神奈川県の前任給 272,000 円と比しても、遜色はなくなっている面もある。 ただし、隣県の岐阜県では、初任給調整手当が月額 55,000 円(最長 20 年間支給)、中央家畜保健衛生所に勤務した場合の令和 3 年度の初任給として 295,608 円という金額が記載されている。 初任給手当の差や、支給期間、漸減支給等を考慮すると、近隣へ人材が流れてしまう可能性もある。今後、採用活動が一層困難になり、さらなる給与待遇の充実も必要になる可能性もある。そのような状況に備え、他自治体の状況については留意しておく必要がある。		○	197
VI. 農産物マーケティング室の事業に関する結果及び意見			
3 信州農業6次産業化推進事業 ① 信州6次産業化推進協議会の監事の人選について(意見 44) 信州6次産業化推進協議会の人事において、県農政部長が会長に就任していることに対して、監事 2 名のうち、1 名は長野県の外部者、もう 1 名は、県農政部農業政策課企画幹兼課長補佐が就任している。 組織のチェック機能を強化し、内部牽制を有効化させるためには、監事は、県職員ではなく、外部者に就任していただくことが望ましい。		○	210